

陳情文書表

令和3年第1回神奈川県議会定例会

令和3年2月10日

陳情番号	63	付議年月日	3. 2. 10
件名	ネットリンチ・SNSひぼう中傷被害者に対する警察対応について陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 警察のネットリンチ・SNSひぼう中傷被害者に対する理解と知識の無さから不適切な対応が生まれていると思われるので、ネットリンチ・SNSひぼう中傷被害者に対する理解と知識を深める人権教育の実施を求める。 罵倒、ひぼう中傷及び人格権の侵害街宣・ストーカー・ライブ配信・ネットリンチ・SNSひぼう中傷被害に十分に対応し得る罰則付き迷惑行為防止条例の改正と、それらの適切な運用に向けた警察職員への研修実施を求める。 令和2年12月26日、旭警察の不適切な対応により暴行被害を受けた案件に対して適切な対応と謝罪を強く求める。 <p>陳情の理由</p> <p>令和2年12月26日17時過ぎ、旭警察の不適切な対応により暴行被害を受けた。</p> <p>ネット上で私に対して嫌がらせ等を行っているストーカーが、精神異常者・幼女を狙う・幼女拉致の危険が有る人物等々、陳情者の自宅と敷地内でひぼう中傷・名誉毀損街宣及び無断撮影をしていた。通報できた警察は、加害者の撮影を止めず、証拠保全でライブ配信をしていた陳情者に対し撮影・配信を止めるように要求し、陳情者は従い止めた。警察官は、被害者である陳情者に対して、嫌がらせをしている連中と話し合わなければ、これは事件ではないから引き上げる。今後、同じ様な案件で110番通報が有っても現場にはいかない旨で脅迫をした。その後、被害者である陳情者は、警察官が多数いる中、ストーカーにどう喝され、付きまとわれ、何度も足を踏まれ、ドツ突かれ、つかみ掛かられ、陳情者は、全治10日の打撲を負った。加害者と話し合いを要求した警察対応の結果、暴行被害を受けることとなった。警察は、加害者を暴行罪・迷惑行為防止条例違反・建造物侵入・威力業務妨害・不退去罪で逮捕せず、被害者である陳情者を暴行罪に処した。つかみ掛かられた手を振り払った手がストーカー加害者に当たったのが暴行罪として処理された。暴行罪で旭警察署に連行された後に警察に腕の痛みを訴えたが全く対処せずでした。この事件は、旭警察の不手際で有り、警察が適正に対処していれば発生しなかった事件。付きまとい・嫌がらせ・粘着等々をしているストーカーとの話し合いを強要したのは職権乱用で不適切な対応。</p>			

陳情番号	64	付議年月日	3 . 2 . 1 0
件名	NHKを始めとする訪問集金行為に関して陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 迷惑行為防止条例に訪問集金時間規定を追加し、原則9時から18時以外の訪問集金行為の禁止を求める。 2 迷惑行為防止条例に訪問集金時の禁止行為「どう喝・脅迫・虚偽説明など」を追加し、消費者保護の推進を図るように求める。 <p>陳情の理由</p> <p>NHK集金人の悪質な訪問行為が全国的に問題になっています。NHKは、放送受信料契約や集金目的で、集金人と呼ばれる戸別訪問員を各家庭に派遣している。NHK集金人の大半はNHKから業務委託されている業者ですが、その中には極めて悪質な集金人や業者が多数実在し、集金人トラブルに関して国会でも党派を超え繰り返し指摘され続けておる事実が有る。全国の消費生活センターに寄せられたNHK関連の相談件数は、2009年の3,358件から毎年増加し続け、ピークの2017年には1万644件となり、集金人の悪質化が進み、泣かされる消費者が増加傾向にある。非常識な時間帯の集金事例もあり、迷惑行為防止条例の改定により、アポイントなしで突然訪問する、帰ってほしいと何度言っても、契約するまで帰らないと何時間も居座る、インターフォンを執ように連打する、ドアをドンドンと数分間たたき続ける、ドアを蹴飛ばす、玄関前でわざと近隣住民に聞こえるように大声を出す、玄関やオートロックを解錠させるために宅配業者や郵便局員を装う、ドアを閉めようとしたら足やバインダーを挟んでドアを閉められなくする、テレビの有無の確認のために無理やり家に上がり込む、契約書であることを隠し、名前と住所欄以外は折り畳んでアンケートと称して記入させる等々の迷惑行為を罰則付きで明確に禁止すべきである。</p>			

陳情番号	65	付議年月日	3 . 2 . 10
件名	加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
陳情項目			
<p>1 加齢性難聴者の補聴器購入にあたり県として公的助成をおこなうよう要望いたします。</p> <p>2 国に対して高齢者特定検診の項目に「聴力検査」を加えるよう意見書を上げてください。</p>			
陳情の理由			
<p>高齢化が進む中で、補聴器を必要とする多くの高齢者から補聴器が高価で、年金生活者にとっては経済的負担が大きく、利用できないという悩みが出されています。わが国の難聴者は推計で1430万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約210万人（14.4%）と極端に低くなっています。</p> <p>その主な理由は、障がい者手帳を交付されない中等・軽度の難聴者は健康保険等の公的補助がなく、補聴器1台5万円～50万円と高額のため、日常生活に不便をおぼえながら利用が困難となっている状況です。</p> <p>欧州諸国が補聴器装置を「医療のカテゴリー」で対応して手厚い公的助成をしていますが、わが国では「障がいのカテゴリー」で限定的な対応（障がい者手帳保持者で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者）が条件となっており、高齢者の難聴者に対する助成制度は確立されておらず、公的助成の必要性が求められています。</p> <p>全国のいくつかの自治体では、国の公的助成が行われていない中で、自治体独自の財政的助成事業を実施しています。特に加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっています。最近では、うつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。加齢性難聴者に対する補聴器の普及により、健康寿命の延伸、医療費の抑制にも寄与するものと考えます。</p>			

陳情番号	66	付議年月日	3 . 2 . 10
件名	後期高齢者医療保険の窓口負担の2割化の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	*陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>国に対し、後期高齢者医療保険の窓口負担2割化の中止・撤回を求める意見書を提出してください。</p> <p>陳情理由</p> <p>2020年12月、全世代型社会保障検討会議の報告を受け、政府は年収200万円以上の人を対象に窓口負担を1割から2割に引き上げることを決定しました。全国で約370万人、後期高齢者のうち約30%に影響するといわれています。政府は2022年度から実施するため、2021年1月の通常国会に法案を提出すると報道されています。</p> <p>高齢者の所得の8割は公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活しています。このような実態から働く高齢者も増え、貧困化も広がり、生活保護受給世帯が高齢者の53%を占め、年々増加しています。神奈川県の後期高齢者の72%が所得100万円未満というなかで厳しい生活を強いられています。</p> <p>後期高齢者医療保険制度は、このような低年金・無年金の高齢者からも保険料を徴収しています。多くの高齢者からは、保険料を含め税負担が重いという声があがっています。</p> <p>労働者・自営業者からは、コロナ禍の影響をまともに受け、収入減と将来不安の声が広がっています。非正規雇用労働者は全雇用者比で38%を占め、親の年金を頼りに生活をしている実態もあります。現役世代の負担軽減を理由に窓口負担2割化を実施するとしていますが、さらなる国民負担増につながることを危惧しています。</p> <p>高齢者の生活実態を考慮しない窓口負担2割化導入は、コロナ禍の中で感染を恐れて受診をためらって健康を悪化させている高齢者にさらなる受診抑制を招きかねず、重症化を懸念する医療従事者の声もあります。コロナ禍で医療崩壊が心配されています。日常的な医療体制を守るため、また高齢者の健康を守るため、窓口負担2割化の中止・撤回を求めて国へ意見書を提出していただきたく陳情するものです。</p>			